

< 要求水準書(案)に関する質問と市の回答 >

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
1	要求水準書(案)	2	1	(2)	⑤	事業者の業務範囲	配送車両調達業務において施設整備業務に含まれていますが、車両をリース契約等行う事は不可との事でしょうか。	要求水準書(案)3(8)1)に記載のとおりです。
2	要求水準書(案)	2 3	1	(2)	⑤ ⑥	事業者の業務範囲 市が行う業務	事業者が行う業務と市が行う業務のどちらにも「食材調達」がありますが、事業者が行うとする場合は、「食材調達」はどのようなものがありますでしょうか。	要求水準書(案)1(1)⑤「事業者の業務範囲」において規定している「a) 食材調達・検収支援業務」は、市の食材調達と検収を支援する業務を意味します。
3	要求水準書(案)	3	1	(2)	⑥	2)a)食材調達・検収業務	市が行う検収業務の内容と事業者が行う検収支援業務とのすみ分けお教えください。納品時に市栄養士の方は実地に居らっしゃいますか。	事業者の行う業務は、要求水準書(案)2(4)②に記載のとおりです。市栄養士は検収時に連絡が取れる態勢とします。
4	要求水準書(案)	4	1	(3)	①	▼町田忠生小山エリア給食センター事業用地の前提条件 【用途地域】	自主事業で提案する建物用途は制限を受けませんか。	要求水準書(案)1(3)①に示す都市計画の制限内容(予定を含む)に即することを要します。
5	要求水準書(案)	4	1	(3)	①	▼町田忠生小山エリア給食センター事業用地の前提条件 【開発行為】	(町田忠生小山エリア、南エリア共通)「開発行為は無し」と設定されているということは、既存の擁壁は存置する前提での計画を求めているという意図でしょうか。その既存擁壁の構造図や安全性が担保された資料などは提供されるでしょうか。	要求水準書(案)1(3)に示す「開発行為」は過去に開発許可を取得した土地かを示すものです。 なお、既存擁壁の構造図等は存在しません。
6	要求水準書(案)	4	1	(3)	①	▼町田忠生小山エリア給食センター事業用地の前提条件 【インフラ 下水道】	「地図情報まちだ」に汚水・雨水とも記載がありません。詳細条件をご明示下さい。	「地図情報まちだ」にて、下水道台帳図を確認いただけます。
7	要求水準書(案)	5	1	(3)	①	▼町田忠生小山エリア給食センター事業用地の前提条件 【隣接道路】	町田忠生小山エリアの道路台帳がそろっていないことと、南エリアの道路台帳が不鮮明であるため、事業者側で自主的に道路課などへのヒアリングや調査を行ってもよいでしょうか。	支障ありません。
8	要求水準書(案)	5	1	(3)	①	▼町田忠生小山エリア給食センター事業用地の前提条件 【その他】	敷地内に現存する既存建物(校舎)は基礎(杭があれば杭も含む)まで全て建設工事前に撤去されているものと考えて宜しいでしょうか。また、撤去後の地盤は埋戻土等で現況レベルまで整地されているものと考えて宜しいでしょうか。	既存校舎はこれから除却する予定であり、給食センターの施設計画に支障のない範囲で、一部基礎杭等を存置する場合があります。校舎除却後の地盤レベルは、原則として現況レベルに復元することを想定します。
9	要求水準書(案)	5	1	(3)	①	▼町田忠生小山エリア給食センター事業用地の前提条件 【その他】	敷地内には地中障害物(過去の校舎の基礎等)は存置されていないと考えて宜しいでしょうか。存置されている場合、撤去範囲や撤去物が分かる資料(既存図面・構造計算書など)をご提示下さい。	No.8の回答をご参照ください。
10	要求水準書(案)	5	1	(3)	①	▼町田忠生小山エリア給食センター事業用地の前提条件 【その他】	「フットサルコート程度の屋内体育施設の整備を検討している(構想段階)」とありますが、必要となる敷地面積は全体の3/4との理解でよろしいでしょうか。	フットサルコート1面分程度の屋内体育施設を想定しています。敷地設定は事業者の提案によります。

< 要求水準書(案)に関する質問と市の回答 >

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
11	要求水準書(案)	5	1	(3)	①	▼町田忠生小山エリア給食センター事業用地の前提条件【その他】	「事業用地内で両建築計画が成り立つよう施設配置を行うこと。」ありますが、貴市にて敷地計画を事前にご検討されておりますでしょうか。ご検討されておりましたらご公表をお願いいたします。また、「フットサルコート程度の屋内体育施設の整備を検討」とありますが、フットサルコート程度とは、フットサルコートの何面の整備を、想定されておりますでしょうか。	No.10の回答をご参照ください。
12	要求水準書(案)	5	1	(3)	②	▼南エリア給食センター事業用地の前提条件【日影規制】	(南エリアの)日影規制3h、2h/4mですが、現行の都市計画図では4h、2.5h/4mです。どちらが正でしょうか。	ご指摘のとおり、「4h、2.5h/4m」です。修正します。
13	要求水準書(案)	5	1	(3)	②	▼南エリア給食センター事業用地の前提条件【日影規制】	南エリアの敷地について、日影規制の規制値が3h,2h,4mとありますが、都市計画図では4h,2.5h,4mと差異があります。都市計画図を正として考えて宜しいでしょうか。	No.12の回答をご参照ください。
14	要求水準書(案)	6	1	(3)	②	▼南エリア給食センター事業用地の前提条件【開発行為】	開発行為無とありますが、調整池の位置変更及び公園の整備に伴い、盛土をした場合でも開発行為に該当せず、許可申請は不要と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書(案)1(3)に示す「開発行為」は過去に開発許可を取得した土地かを示すものです。また、PFI事業に開発行為が含まれる場合であって、当該開発行為が都道府県等が実施する開発行為と同等と認められるときは、都市計画法施行令第21条第26号に該当する開発行為については許可不要と解します。
15	要求水準書(案)	6	1	(3)	②	▼南エリア給食センター事業用地の前提条件【都市公園関係】	(南エリアの)敷地面積3043㎡から公園開放部分800㎡を差し引き、約2243㎡をセンター用の有効敷地面積とするという解釈でしょうか。	敷地面積は事業者が提案する公園部分(800㎡以上)の面積を除いた面積です。
16	要求水準書(案)	6	1	(3)	②	▼南エリア給食センター事業用地の前提条件【その他】	高圧線の設置範囲は公園開放部分800㎡に含まれるものと考えてよいでしょうか。	含みません。
17	要求水準書(案)	6	1	(3)	②	▼南エリア給食センター事業用地の前提条件【その他】	高圧線について、調整池上空の送電線の位置が分かる資料をご提示ください。	市が所管する施設でないので、資料提供はできません。
18	要求水準書(案)	6	1	(3)	②	▼南エリア給食センター事業用地の前提条件【その他】	その他【高圧線について】重機作業(特に揚重機)を行う場合は電力会社の立ち合いが必要か	要求水準書(案)3(4)7a)に示すとおり、東京電力パワーグリッド株との協議によります。
19	要求水準書(案)	6	1	(3)	②	▼南エリア給食センター事業用地の前提条件【その他】	その他【高圧線について】において、「建築時の重機等との隔離距離を5m以上確保する。」とありますが、P35「b)建設中のクレーン等との離隔を4.8m以上確保する。」と記載があり、どちらが正でしょうか。ご教授下さい。	「4.8m」が正です。
20	要求水準書(案)	7	1	(3)	②	▼南エリア給食センター事業用地の前提条件【その他】	「敷地内を横断する汚水幹線及びポンプ施設」の所有者は、本事業同様町田市であるため、本敷地内に存置するに当たり、土地の分筆は不要と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	要求水準書(案)	7	1	(3)	②	▼南エリア給食センター事業用地の前提条件【その他】	「ポンプ施設の制御盤は移設しない」とありますが、引込柱も同様と考えて宜しいでしょうか。また、存置する施設等は全て敷地図に示されるものと考えて宜しいでしょうか。	引込柱についても同様です。存置する施設は【添付資料8】をご参照ください。

< 要求水準書(案)に関する質問と市の回答 >

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
22	要求水準書(案)	7	1	(3)	②	▼南エリア給食センター事業用地の前提条件【その他】	基礎廻りを調整池天端の高さまで通常の土で埋め立てることが可能とありますが、調整池を生かしたままとの考えですか、又、鉄塔及び鉄塔の基礎の図面等は提示できませんでしょうか	要求水準書(案)2(11)⑤3)に示すとおり、既存調整池の貯留量が確保できる方法とします。 鉄塔は市の所有物ではないため、図面等の提供はできません。
23	要求水準書(案)	7	1	(4)	①	1)供給能力	「生徒数推計等を踏まえ、長期にわたって安定的・効率的に提供できる能力を備える。」とあります。【添付書類9】の生徒数の推移から、事業者が供給能力を提案するのみで、市から1日に提供できる食数は示されないのでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	要求水準書(案)	7	1	(4)	①	3)b)その他機能	多目的スペースとの記載がありますが、屋内体育施設という理解でよろしいでしょうか。	「多目的スペース」は、要求水準書(案)2(12)3)に示す「多目的室」のことを示します。
25	要求水準書(案)	7	1	(4)	①	3)b)その他機能	牛乳パック処理室は1室で全ての作業を行うと捉えてよいですか。	事業者の提案によります。
26	要求水準書(案)	8	1	(4)	②	3)b)主要機能	防災機能は町田忠生小山エリア給食センターと同様と考えますか	事業者の提案によります。
27	要求水準書(案)	13	2	(1)	①	給食回数・提供量	提供回数におけます程度の幅は、入札公告時には、示されるとの理解でよろしいでしょうか。	予定回数は、「町田市立学校の管理運営に関する規則」に規定する学校休業日を除いた日数分の回数です。 なお、実施方針2(1)①に示すとおり、本事業に係る事業者の選定は公募型プロポーザル方式にて実施する予定です。
28	要求水準書(案)	13	2	(1)	①	給食回数・提供量	副食調理、和え物調理及び汁物調理において提供量に幅があると思われます。配送車両の積載量にも影響する可能性がありますので、食材の幅を狭める等できませんでしょうか。	それぞれ最大量の目安を示していますので、参考にしてください。
29	要求水準書(案)	13	2	(1)	①	給食回数・提供量 1)	2025年度の町田市忠生小山エリア給食センターの年間提供食数が205回と翌年以降より多い理由は何でしょうか。	2025年度は、町田忠生小山エリア給食センターが「201回」、南エリア給食センターは「129回」が正のため、修正します。 予定回数は、「町田市立学校の管理運営に関する規則」に規定する学校休業日を除いた日数分の回数を示しています。
30	要求水準書(案)	13	2	(1)	①	給食回数・提供量 1)	光熱水費を算出するための基準として、給食実施予定回数を提示いただいておりますが、各月の実施予定日数をお示しいただけませんでしょうか	各月の実施予定日数はお示ししません。
31	要求水準書(案)	13	2	(1)	①	給食回数・提供量 2)a)	米の入荷頻度は週1回など、お示しください。	要求水準書(案)2(4)⑤2)に記載の備蓄量を確保する頻度(週1～2回)を想定します。
32	要求水準書(案)	13	2	(1)	②	食器食缶等	配膳台(BW-2S)及び運搬車(L-3M)に1学級分積載できるものを選定するという記載がありますが、運搬車及び配膳車の寸法等の情報をいただけますでしょうか。図面等があれば公開をお願いできますでしょうか。	公募時に公表する要求水準書添付資料にて示します。
33	要求水準書(案)	13	2	(1)	②	食器食缶等	市で用意する配膳台(BW-2S)及び学級用運搬車(L-3M)のメーカーおよび単品図面をご提示いただけないでしょうか。	No.32の回答をご参照ください。
34	要求水準書(案)	13	2	(1)	②	食器食缶等	配膳台(BW-2S)や学級用運搬車(L-3M)に積載。とございますが、L-3Mの1台あたりの重量をお示しいただけますでしょうか？	No.32の回答をご参照ください。
35	要求水準書(案)	13	2	(2)	②	食器食缶等	配膳台BW-2S、運搬車L-3Mの間口寸法をご教示下さい。	No.32の回答をご参照ください。

< 要求水準書(案)に関する質問と市の回答 >

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
36	要求水準書(案)	13	2	(1)	②	食器食缶等	各学校の小荷物昇降機の耐荷重をお示しいただきませんか？	【添付資料11-1】に記載のとおりです。
37	要求水準書(案)	13	2	(1)	②	食器食缶等	食缶の容量が記載されておりますが、提供量を満たしていれば、容量が前後しても問題ないでしょうか。	要求水準書(案)2(1)②1「使用する食缶等」に示す容量のとおりとします。
38	要求水準書(案)	13	2	(1)	②	食器食缶等	食物アレルギー対応食用食器として、色・絵柄を変えるのは、飯椀、汁椀、平皿兼井、小深皿、トレイのみでしょうか。もしくは、箸、スプーン、フォークも分けるのでしょうか。	箸、スプーン、フォーク等に係る色・絵柄の変更は必須ではありません。
39	要求水準書(案)	13	2	(2)	②	食器食缶等	「食器類及び食缶等を使用する。事業者は、生徒数推計等を踏まえて必要数を調達すること」と記載がありますが、各クラスの食器ごとに食器を入れる枚数はクラス人数びったりでよろしいでしょうか。予備など「+2枚」など各クラスに予備を入れる場合は、予備数をご提示ください。また、教職員分に予備を入れる場合は、同様に予備数をご提示ください。	「必要数」とは、生徒人数と同数ではなく、給食運営が滞りなく行われるために必要な数とお考えください。予備数を含め、良く運営するために必要な数をご提案ください。
40	要求水準書(案)	13	2	(2)	②	食器食缶等	2022年度以降に詳細検討するため変更になる場合もあるということですが、種類・材質・規格が大きく変わる可能性もあるということでしょうか。	大幅な変更は想定していません。
41	要求水準書(案)	14	2	(1)	②	食器食缶等	表「使用する食缶等」内のパン缶、数量等内に「南エリア及び鶴川エリア…」とございますが、P15の上段2)「…両センター及び鶴川エリア…」とありますが、どちらが正しいでしょうか。	パン缶の数量は、要求水準書2(1)②1「使用する食缶等」に示すとおりです。
42	要求水準書(案)	14	2	(1)	②	食器食缶等	使用する食缶についてソース缶を果物で使用するとのことですが、想定献立にあった小玉スイカやオレンジも入れるという認識でよろしいでしょうか。	ソース缶は小玉スイカやオレンジ等、形状の大きな物には使用せず、巨峰やミニトマト等の収納に使用する想定です。 【添付資料13-1】中の表「各献立で使用する食器・食缶・器具」をご参照ください。
43	要求水準書(案)	15	2	(1)	③	コンテナ	コンテナの高さの指示はございますが、間口・奥行の寸法制限はございますか。	要求水準書(案)2(1)③1に記載のとおり、事業者提案とします。
44	要求水準書(案)	15	2	(1)	③	コンテナ	コンテナの高さ上限は記載がありますが、搬入可能な幅、奥行き寸法をご提示ください。	No.43の回答をご参照ください。
45	要求水準書(案)	15	2	(1)	④	特別支援学級への給食提供	「再加熱」等が調理できる体制」とは具体的にどのような調理体制でしょうか。	コンロでの加熱を想定しています。
46	要求水準書(案)	15	2	(1)	④	特別支援学級への給食提供	食べる機能に配慮した給食の提供(1日5食程度)に対応とありますが、その中に食物アレルギー対応食の提供も含まれるかどうかご教示ください。	含まれます。
47	要求水準書(案)	15	2	(1)	④	特別支援学級への給食提供	食べる機能に配慮した給食の提供について専用の調理室ではなくコーナーに配置する計画でもよろしいでしょうか？	食物アレルギー対応食以外は専用とする必要はありません。
48	要求水準書(案)	15	2	(1)	④	特別支援学級への給食提供	食べる機能に配慮した給食の提供について、対象者への提供方法をお示しください。	食物アレルギー対応食に準じた、個別容器での提供を想定します。
49	要求水準書(案)	15	2	(1)	④	特別支援学級への給食提供	食べる機能に配慮した給食の提供について、アレルギー対応はないという理解でよろしいでしょうか？	No.46の回答をご参照ください。
50	要求水準書(案)	15	2	(1)	④	特別支援学級への給食提供	食べる機能に配慮した給食の提供について、専任の調理員の配置は必要ないという理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。 なお、「食べる機能に配慮した給食」のうち食物アレルギー対応食は、食物アレルギー対応食専用の諸室で調理します。

< 要求水準書(案)に関する質問と市の回答 >

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
51	要求水準書(案)	15	2	(1)	④	特別支援学級への給食提供	「事業期間における特別支援学級(固定学級)の配置状況及び生徒の就学状況による、配送先・提供人数・提供学級数の追加等について、柔軟に対応すること。」と明記がありますが、添付9-1以上の配食単位数(学級数)になる可能性があるのでしょうか。ある場合は、事業期間中の最大数をご提示ください。	【添付資料9-1】下欄に記載のとおり、新設・増設の可能性はあります。最大数の推計はありません。
52	要求水準書(案)	15	2	(2)	1)	実施体制	示されている各責任者については、「常勤で配置し、各運営担当者と常時連絡をとることができる体制を整える。」とされていますが、常時連絡をとることができる体制が構築されていれば、必ずしも常駐の必要はないとの理解でよいでしょうか。	原則的に「常駐」としますが、柔軟な働き方の観点を鑑み、機動的な対応力が確保できる体制を事業者から提案することは可とします。
53	要求水準書(案)	16	2	(2)	1)	▼各責任者の配置基準	大量調理施設に関する説明で「各施設において1回当たりに提供する最大食数以上の食数を提供する」とありますが最大食数とは町田忠生小山エリアでは4000食、南エリアでは3000食ということでしょうか。	生徒数推計を踏まえ、事業者が提案する供給能力を指します。
54	要求水準書(案)	17	2	(2)	5)	実施体制	a)野菜の一次加工とありますが、どのような加工を想定されておりますでしょうか。	事業者の提案によります。
55	要求水準書(案)	17	2	(2)	5)	実施体制	条件・基準を満たすことができれば、アレルギー対応機能をどちらかのセンターに集約する提案は可能でしょうか。	献立の構成上、各センターへの配置を要します。
56	要求水準書(案)	17	2	(2)	5)	実施体制	条件・基準を満たすことができれば、炊飯設備及びパン調理・パン缶洗浄保管をどちらかのセンターに集約する提案は可能でしょうか。	炊飯設備及びパンの調理は、献立の構成上、各センターへの配置を要します。パン缶の洗浄・保管は町田忠生小山エリア給食センターにおいて行うことを想定します。
57	要求水準書(案)	17	2	(2)	5)	実施体制	「野菜の一次加工を町田忠生小山エリア給食センターに集約化」と記載がありますが、前日以降の野菜の洗浄、裁断を想定されているのでしょうか。	事業者の提案によります。
58	要求水準書(案)	18	2	(3)	3)	▼清浄度区分	管理エリアなどの諸室名が記載されておませんが、表に記載されている以外の諸室に関しては事業者の提案によるものという認識でよろしいでしょうか?	お見込みのとおりです。
59	要求水準書(案)	18	2	(3)	3)	▼清浄度区分	牛乳パック処理室は、建物外に設置することは可能でしょうか。	支障ありません。
60	要求水準書(案)	18	2	(3)		衛生水準6)	従事者が非汚染作業区域に入室する際は、エアシャワーを通過するかどうかは事業者の提案にゆだねるという理解でよろしいでしょうか?	お見込みのとおりです。
61	要求水準書(案)	19	2	(4)	②	食材調達・荷受け・検収・保存・保管2)	「事業者は、食材発注事務を行う」とありますが、「栄養士の発注指示書等の下、食材発注事務を行う」という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
62	要求水準書(案)	19	2	(4)	②	食材調達・荷受け・検収・保存・保管2)	食材発注事務は事業者が行うとなっていますが、インターネット・電話・FAXなど発注はどのような方法を想定されてますでしょうか。	現時点での想定はありません。取引する業者の状況によります。
63	要求水準書(案)	19	2	(4)	②	食材調達・荷受け・検収・保存・保管4)	発注した食材の荷受け・検収を行い、問題がある場合は、とありますが当日事業者が検収を行う6:30には市事務所の職員は、在席しているとの理解でよろしいのでしょうか	市栄養士は検収時に連絡が取れる態勢を確保します。

< 要求水準書(案)に関する質問と市の回答 >

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
64	要求水準書(案)	20	2	(4)	②	食材等の納品時間	表内からは肉魚卵類と野菜果物類が当日納品と見受けられるのですが、認識に誤りはないでしょうか？ 又、地場農産品は肉魚卵の扱いはありませんでしょうか？	お見込みのとおりです。地場農産品は要求水準書2(4)②11)に記載の地場産野菜を想定します。
65	要求水準書(案)	20	2	(4)	③	食材の上下処理	上処理にて手切りを想定している献立と食材をお教えてください。	油揚げや練り物・こんにやくなどの軟らかい食材や、煮物や和え物の野菜で切り方を指定したい場合などを想定しますが、想定献立の特徴を捉えた適切な調理方法について事業者からの提案を求めます。
66	要求水準書(案)	20	2	(4)	③	食材の上下処理	生野菜(ミニトマト)の提供がある日には他の果物の提供はありませんでしょうか？	提供しない想定です。
67	要求水準書(案)	20	2	(4)	③	食材の上下処理 2)	洗浄で扱う機能水は記載されている電解次亜水以外の提案も可能でしょうか？	原則として電解次亜水を使用することとしますが、衛生的かつ安全に提供できる方法を事業者から提案することは妨げません。
68	要求水準書(案)	20 21	2	(4)	② ⑤	食材調達・荷受け・検収・ 保存・保管 5) 炊飯 2)	お米の納品荷姿をご教示願えませんでしょうか。(10kgや30kgの袋で納品等)	米の納品荷姿は、未定です。
69	要求水準書(案)	21	2	(4)	④	加熱・和え物調理	「調理釜は、多様な献立に対応でき、下ごしらえ以外は複数回使用しなくても良い台数を設置する。」と記載がありますが、和え物ポイルは下ごしらえとなり、複数使用してよいと考えてよろしいでしょうか。	適用すべき基準等による定め範囲内で、事業者の提案によります。ただし、衛生面への徹底は図ってください。
70	要求水準書(案)	21	2	(4)	④	加熱・和え物調理	・釜の使用について下ごしらえでは釜の二回転は可能と読み取れます。その際、下ごしらえとは添付資料13-1No.19のおでんで使用する「こんにやく」を下茹でした場合、同じ釜を使用しても良いのでしょうか。資料では、大根は下茹ですると書かれておりますが、こんにやくなどは下茹で(あく抜き)はしないとの理解でよろしいのでしょうか。・同じ内容ですが和え物の野菜をポイルした際は添付資料13-1No.1もやしナムルで書かれている「もやし」「人参」「きゅうり」を【それぞれ】美味しく食べられる方法となっています。この場合は、同じ釜を使用しても良いのでしょうか。またタレも含めてお示してください	回転釜の使用法については、適用すべき基準等による定め範囲内で、事業者の提案によります。 また、【添付資料13-1】は献立の例であり、記載のない工程を採用する場合があります。 なお、こんにやくの下茹では行います。
71	要求水準書(案)	21	2	(4)	④	加熱・和え物調理	フライヤーを同時使用する献立構成になると施設規模の大きくなるのが想定され、限られた計画地の中に建設するという観点からも、揚げパンを調理する日は、他にフライヤーを使う献立はないとの想定でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
72	要求水準書(案)	21	2	(4)	④	加熱・和え物調理	和え物の野菜をポイルする調理機器は回転釜とスチームコンベクションオープンどちらを想定されているのでしょうか？	要求水準書(案)2(4)④3)に記載のとおり、事業者の提案によります。
73	要求水準書(案)	21	2	(4)	⑥	食物アレルギー対応食の 提供	1日の献立の中で特定原材料7品目を含む品は1品のみでしょうか？	1品目とは限りません。
74	要求水準書(案)	21	2	(4)	⑥	食物アレルギー対応食の 提供 3)	前室の設置は、原因食品が従事者を通じて混入することを防止する。と理解しますが、アレルギー室にアレルギーの食材を持ち込むことは考えられないため盛付室の設置をする意図をお示してください。	要求水準書(案)2(3)3)に記載のとおり、すべての諸室の設置を求めるものではありません。
75	要求水準書(案)	21	2	(4)	⑥	食物アレルギー対応食の 提供 3)	「市の要請がある場合同席」について、食物アレルギー責任者の他に同席はかかるとは想定されているのでしょうか。	可能です。

< 要求水準書(案)に関する質問と市の回答 >

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
76	要求水準書(案)	22	2	(4)	⑧	配缶・配食業務	2)和え物や果物食缶は、蓄冷剤等を使用し冷えた状態を確保する方法でよろしいでしょうか。	適用すべき基準等による定め範囲内、事業者の提案によります。
77	要求水準書(案)	22	2	(5)	①	食器食缶等及びコンテナ等洗浄・消毒保管業	2)「…浸漬工程を設ける…」とは洗浄機とは別に機器を設置するのではなく、洗浄機内に浸漬効果のある工程が含まれていれば要件を満たすとの判断でも宜しいでしょうか。	機内での浸漬機能でも可としますが、食器をカゴごと投入する洗浄方法は不可とします。
78	要求水準書(案)	22	2	(5)	①	食器食缶等及びコンテナ等洗浄・消毒保管業務	「食缶食器等の洗浄には予備洗いをを行う浸漬工程を設けるとともに」と記載がありますが、食缶は浸漬工程は通常つけません。予備洗いのみでもよろしいでしょうか。	食缶については予備洗いのみで構いません。
79	要求水準書(案)	22	2	(5)	①	食器食缶等及びコンテナ等洗浄・消毒保管業	環境に配慮した洗剤について想定している製品(成分)があるようでしたら教示下さい。	洗剤の製品や成分の想定はありません。 町田市の食器洗浄における考え方は、以下のとおりです。 ・生徒が衛生的な食器を使用することができるような洗浄方法、洗浄剤を使用すること。 ・洗剤を使用する際には、各洗剤メーカーが指定する使用方法を必ず確認し、使用方法を守って使用すること。 ・PEN樹脂食器はでんぶんが残りやすいため、でんぶんが蓄積しないよう努めること。
80	要求水準書(案)	22	2	(5)	①	食器食缶等及びコンテナ等洗浄・消毒保管業	給食提供を連続して5日以上行わなかった場合には、食器食缶等…使用前に、洗浄と消毒を再度行う。との記載につきまして、ゴールデンウィークの祝日がこれにあてはまった場合、調理当日では消毒まで時間的に間に合わないかと想定されますので、調理提供前日の祝日に洗浄と消毒を行うと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
81	要求水準書(案)	22	2	(5)	①	食器食缶等及びコンテナ等洗浄・消毒保管業	5日以上の給食提供が無い場合の洗浄・消毒については曆上、提供前日が休日・祝日でも実施でしょうか。また、提供日前日が休日・祝日であっても洗浄・消毒作業での立ち入りは可能でしょうか。	No.80の回答をご参照ください。 休日・祝日において必要な作業は実施します。
82	要求水準書(案)	23	2	(5)	③	廃棄物・食品残渣 3)	食品残渣をたい肥化した場合についてですが、一部学校等で使用は可能でしょうか。	事業者の提案によります。
83	要求水準書(案)	23	2	(5)	③	廃棄物・食品残渣 4)	牛乳パック回収後でのセンター内作業は切り開き洗浄との内容で、搬入、搬出、乾燥リサイクルに関しては町田市にての内容で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
84	要求水準書(案)	23	2	(5)	③	廃棄物・食品残渣 4)	牛乳パックの処理について、洗浄処理を行うのみと理解し処理機等のお考えはないものとして考えてよろしいでしょうか。また、処理後の乾燥は自然乾燥という認識で宜しいでしょうか。	牛乳パックを破袋の上、パック内側を洗浄する処理を想定します。
85	要求水準書(案)	23	2	(5)	③	廃棄物・食品残渣 4)	牛乳パックの処理について、具体的なお考えがあり、スペースや必要な設備等のお考えがあればご教示をお願いできますでしょうか。	事業者の提案によります。
86	要求水準書(案)	23	2	(5)	③	廃棄物・食品残渣 4)	牛乳パックの回収・搬入業務について、小学校は市が行うとございますが、中学校分の町田忠生小山エリア給食センターへの回収・搬入業務の分担はどのように考えればよろしいでしょうか。特に鶴川エリアについても業務範囲に含まれるかご教示頂けませんでしょうか。	鶴川エリア分も含めて、中学校分の回収は本事業の業務範囲に含まれます。 鶴川エリア分の回収方法は、事業者の提案によるものとします。
87	要求水準書(案)	23	2	(5)	③	廃棄物・食品残渣 4)	牛乳パックのリサイクルは「洗浄処理・牛乳パックの乾燥」を事業者が行い、「紙リサイクル」は町田市が回収するという想定でしょうか？	お見込みのとおりです。
88	要求水準書(案)	23	2	(5)	③	廃棄物・食品残渣 4)	一日当たりの最大処理数をご提示下さい。	1日あたりの平均数量300kg程度を想定します。

< 要求水準書(案)に関する質問と市の回答 >

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
89	要求水準書(案)	23	2	(5)	③	廃棄物・食品残渣 4)	全ての市立小学校の牛乳パックの回収作業は、町田忠生小山エリア給食センターで処理するのでしょうか。町田忠生小山エリア給食センターで処理する場合、鶴川エリア給食センターの牛乳パック搬入はどちらの事業者が担当されているかご教示ください。	No.86の回答をご参照ください。
90	要求水準書(案)	23	2	(5)	③	廃棄物・食品残渣 4)	回収した牛乳パックは、毎日何時に町田忠生小山エリア給食センターに到着予定でしょうか。	中学校分は、事業者の提案によります。 小学校分は、提供翌日の午前中を想定します。
91	要求水準書(案)	23	2	(5)	③	廃棄物・食品残渣 4)	乾燥させた紙パックのリサイクルは事業者が行うのでしょうか。それとも貴市がリサイクル業者等を手配して、リサイクルを実施するのでしょうか。またリサイクル費用は貴市負担という認識でよろしいでしょうか。	No.87の回答をご参照ください。
92	要求水準書(案)	23	2	(5)	③	廃棄物・食品残渣 4)	牛乳パックの洗浄、乾燥後、保管するスペースは必要でしょうか。ある程度の期間保管する場合、どの程度の面積が必要かご教授下さい。	牛乳パックの紙リサイクル回収は毎日行う予定です。
93	要求水準書(案)	23	2	(5)	③	廃棄物・食品残渣 4)	町田忠生小山エリア給食センターにて洗浄・乾燥までを行い、リサイクル業者に引き渡すという認識でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
94	要求水準書(案)	23	2	(5)	③	廃棄物・食品残渣 4)	牛乳パックを乾燥させた上で紙リサイクルとありますが、リサイクル可能なレベルの脱水でもよろしいでしょうか？	紙リサイクル業者が求めるレベルであれば問題ありませんが、可能な限り乾燥させてください。
95	要求水準書(案)	23	2	3	(5)	廃棄物・食品残渣 4)	鶴川エリアの中学校から牛乳パックを回収する際に、回収する車両の大きさ等に制限はないという理解でよろしいでしょうか？	要求水準書(案)2(6)②4)に準じるものとします。
96	要求水準書(案)	23	2	(6)	②	配送・配膳計画	配送車について「原則としてロング車両を用いない」とありますが、見学者も大型バスで来場する事はないと考えて宜しいでしょうか？ 想定される見学者の来場方法や車両寸法を教えてくださいませんか？	要求水準書(案)2(13)のとおり、情報発信・啓発等の方法は事業者の提案によるものとし、提案内容に応じて必要な環境整備を行ってください。
97	要求水準書(案)	23	2	(6)	②	配送・配膳計画	学校内に配送車を待機させることは可能でしょうか。	配送方法の効率化に資する事業者からの提案内容を踏まえ、学校と協議の上支障ないと判断される場合、可能です。
98	要求水準書(案)	23	2	(6)	②	配送・配膳計画	原則としてロング車両を用いないとありますが、配送車は2t車を使用することでよろしいでしょうか。	要求水準書(案)2(6)②4)に記載の範囲内で、事業者の提案によります。
99	要求水準書(案)	23	2	(6)	②	配送・配膳計画	事業予定地内に配送会社の営業所(車庫)を登録することは可能でしょうか。	可能です。
100	要求水準書(案)	23	2	(6)	②	配送・配膳計画	「車両出入の台数・頻度を最小限に留めるとともに、車両出入の際の安全配慮及び騒音対策」として、午前中の配送終了時には当該校で午後の回収開始まで待機する計画としてもよろしいでしょうか？	No.97の回答をご参照ください。
101	要求水準書(案)	23	2	(6)	②	配送・配膳計画	「忠生中学校と町田第三中学校への配送は・・・配送順を最後に」とありますが、別々の配送車による別々のルートにして、それぞれ最後に配送するというのでしょうか。	お見込みのとおりです。
102	要求水準書(案)	23	2	(6)	②	配送配膳計画 6)添付資料11	各校配膳室の拡大版平面図を頂くことは可能でしょうか？	公募時に添付資料に学校施設台帳を追加します。

< 要求水準書(案)に関する質問と市の回答 >

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
103	要求水準書(案)	25	2	(8)	①	自然環境への配慮 2)	「ZEB Ready以上の基準達成」とありますが、第3者機関によるBELS認証が必要でしょうか？計算書によりBEI0.5以下であることが確認できれば良いでしょうか？また、給食センターは生産施設ですので、調理エリアは対象外として調理エリア以外のみ基準達成すれば良いでしょうか？	提案段階では認証の提示は求めません。基準達成に対する取組方針や取組対象とする室・区画はすべて、事業者の提案によります。
104	要求水準書(案)	25	2	(8)	①	自然環境への配慮 2)	2)に「ZEB Ready以上の基準達成を目指すものとする」と御座いますが、給食センターではエネルギー消費量が多大となり、基準達成は大変難しいと思われれます。基準達成に向けて努力はしますが、達成できない場合も許容されると考えて宜しいでしょうか。	No.103の回答をご参照ください。
105	要求水準書(案)	25	2	(8)	①	自然環境への配慮の2)	「ZEB Ready以上の基準達成を目指すものとする」と御座いますが、給食センターの建物用途は、食品工場であり、工場等における物品を製造するための室や、サービスを供給するための機械設備が設置される室として対象外になっております、BELS評価における対象エリアに対する、ZEB Ready以上を目指すものと考えて宜しいでしょうか。ご教授下さい。	No.103の回答をご参照ください。
106	要求水準書(案)	25	2	(8)	①	自然環境への配慮 2)	「両センターにおいてZEB Ready以上の基準達成を目指すものとする」とありますがZEB Ready以上は必須の項目と考えるのでしょうか。	No.103の回答をご参照ください。
107	要求水準書(案)	25	2	(8)	②	地域への配慮 2)	積極的に敷地内を緑化するとありますが、敷地の前提条件(町田忠生小山エリア、南エリア共)には緑化率がありませんが、ご提示お願いいたします。	都市計画法に基づく緑化率の指定はありません。その他適用を受ける条例・要綱に基づく緑化を図る必要があります。
108	要求水準書(案)	26	2	(9)	①	防災・災害対応	炊き出し等を行う場合、当施設が避難所となるのでしょうか。食事は別の施設への運搬との想定でしょうか、ご教授下さい。	事業者の提案によります。「災害時において地域で食の面から活躍できる施設」の趣旨を踏まえ、ご提案ください。
109	要求水準書(案)	26	2	(9)	①	防災・災害対応	災害時の想定として、大規模震災や大型の台風などによる災害など様々な災害が想定されます。施設設備の使用想定として、どの規模のどの様な災害を想定されていますでしょうか。また、ライフラインとして、電気・ガス・上下水道の想定イメージをお示しいただけますでしょうか。	No.108の回答をご参照ください。
110	要求水準書(案)	26	2	(9)	①	防犯・防災・災害対応	市が想定する、本施設で受け入れる避難者の人数をお示しください？	No.108の回答をご参照ください。
111	要求水準書(案)	26	2	(9)	①	防災・災害対応 3)添付資料16-2	備蓄倉庫に必要な面積をお示しください。又、備蓄倉庫内で使用する棚等は市が調達するという理解でよろしいでしょうか？	備蓄倉庫の面積は、事業者の提案によります。また、備蓄品を収納する棚の設置は本事業内で実施してください。なお、【添付資料16-2】に示す備蓄品は、本市の避難施設で通常配備しているものであり、棚なしの25㎡程度の倉庫に収納できる量です。
112	要求水準書(案)	26	2	(9)	①	防災・災害対応 3)添付資料16-2	備蓄品リストに記載があるもの全て、外形寸法がわかる資料をご提示頂けませんでしょうか？	要求水準書添付資料に、備蓄品リストの参考として「市が避難施設で通常配備しているもの」を追加します。掲載する写真等をご参照ください。
113	要求水準書(案)	26	2	(9)	①	防災・災害対応 3)	3)に「事業用地を含む忠生第六小学校跡地を避難施設として活用する」とありますが、給食センター敷地内に市民が避難する事も想定されていますでしょうか？	事業者の提案内容及び隣接の健康増進関連拠点の計画を踏まえ、今後検討します。
114	要求水準書(案)	26	2	(9)	①	防災・災害対応 3)	防災備蓄倉庫を整備するとありますが、施設は防災拠点との考えですか。	No.108の回答をご参照ください。

< 要求水準書(案)に関する質問と市の回答 >

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
115	要求水準書(案)	26	2	(9)	①	防災・災害対応4)a)	町田忠生小山エリア給食センターにおいて消防器具置場(消防団詰所)の整備の記載がありますが、本事業の施設内に90㎡のスペースを組み込むお考えでよろしかったでしょうか。 もしくは敷地内に別棟のご提案とさせていただきますても問題無いですでしょうか。	事業者の提案によります。 なお、別棟とする場合、用途上可分であり建築敷地を分ける必要があると考えます。
116	要求水準書(案)	26	2	(9)	①	防災・災害対応4)a)	消防車両の車庫とありますが、消防車両は市が配備するとの考えで宜しいでしょうか	お見込みのとおりです。
117	要求水準書(案)	26	2	(9)	①	防災・災害対応4)c)	給食センターエリアの車路スペースを使用して、消防器材の点検を行うとのことですが、夏季休暇や日曜日などの給食提供のない日と考えてよいでしょうか。ご教授下さい。	点検については、平日夕方以降または土日等を想定しています。なお、緊急時出動があった際は、給食センター稼働中にも作業する可能性はあります。
118	要求水準書(案)	26	2	(9)	①	防災・災害対応4)e)	e)に「北側道路に近接した位置に配置」とありますが、緊急時に北側道路に直接出入りできる出入口が必要でしょうか？	必要です。
119	要求水準書(案)	26	2	(9)	①	防災・災害対応4)g)	消防器具置き場、詰所の水光熱費は市の負担と考えてよいでしょうか。ご教授下さい。	お見込みのとおりです。
120	要求水準書(案)	26	2	(9)	①	防災・災害対応4)g)	g)水道・ガス・電気は、消防器具置場分の使用量を計量できるようにする。につきまして、消防団の方々が使用する光熱水費は別途と理解して宜しいでしょうか。	No.119の回答をご参照ください。
121	要求水準書(案)	26	2	(9)	①	防災・災害対応4)g)	g)消防器具置き場にガス給湯器を設置とありますが、災害時の想定は、停電想定で、ガスは使用できることと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
122	要求水準書(案)	26	2	(9)	②	防犯機能	24時間体制の警備とは、常駐警備ではなく機械による警備システム(侵入センサ検知による駆けつけや防犯カメラ等の組み合わせ)という理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。
123	要求水準書(案)	26	2	(9)	②	防犯機能1)	消防詰め所の施錠について、市のお考えをご教授下さい。 また一般開放用便所の使用は24時間可能とするか、市のお考えをご教授下さい。	施錠管理は市及び消防団で行います。 一般開放用便所の利用時間は、事業者の提案によります。 周辺環境を鑑み、利用のされ方を想定した上で、適正な管理が可能な範囲で、ご提案ください。
124	要求水準書(案)	27	2	(10)	3)	市職員の常駐について	市職員は1センターに3人のみと考えてよいですか。	お見込みのとおりです。
125	要求水準書(案)	27	2	(10)	3)	市職員の常駐について	貴市職員の常駐人数が栄養士3名と記載がありますが、栄養士以外の職員常駐はないとの理解でよろしいでしょうか。	No.124の回答をご参照ください。
126	要求水準書(案)	27	2	(10)	3)	市職員の常駐について	センター栄養士ではない事務職員はそれぞれのセンターに何人常駐しますか。	No.124の回答をご参照ください。
127	要求水準書(案)	27	2	(10)	3)	市職員の常駐について	トイレは共用とあります。市職員うち、事務職員も含めた全員が庁内細菌検査をしているという理解でよろしいでしょうか。そうでないと共用はできません。	給食センター内に立ち入る市職員は、腸内細菌検査を実施します。なお、常駐する市職員についてはNo.124の回答を参照ください。
128	要求水準書(案)	27	2	(10)	3)	事務機能等	事務スペースは市と事業者で別部屋の計画としてもよろしいでしょうか？	施設計画の効率化に資するものであれば、事業者の提案を妨げるものではありません。
129	要求水準書(案)	27	2	(10)	3)	事務機能等	市の職員は栄養士以外は常駐しないという理解でよろしいでしょうか？	No.124の回答をご参照ください。

< 要求水準書(案)に関する質問と市の回答 >

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
130	要求水準書(案)	27	2	(10)		事務機能等4)	「安全性の高いセキュリティの施されたWi-Fi環境」を整備することと示されていますが、セキュリティ性能に関する必要規格等、具体的にお示しは可能でしょうか。	WPA2/ WPA3によるセキュリティ規格の採用を求めます。その他、暗号化、アクセス制限等。情報の盗聴等を防ぐための措置は、事業者の提案によります。
131	要求水準書(案)	27	2	(10)		事務機能等5)	AEDは、リースやレンタルによる調達も可能でしょうか。	事業者の提案によります。
132	要求水準書(案)	27	2	(11)	①	総則	忠生小山エリアのフットサル場との敷地境界にはフェンスや門扉などが必要と思われますが、それらも本事業者が設置するものとの想定でしょうか。また、それらはフットサル場と共有するという考え方ででしょうか。	事業者の提案によります。 安全管理上必要な環境整備をご提案ください。
133	要求水準書(案)	28	2	(11)	②	駐車場・駐輪場	給食センター以外の自主事業などのために駐車場を設けることは認められますか。	支障ありません。
134	要求水準書(案)	28	2	(11)	②	駐車場・駐輪場	「両センターに、来客・市職員用の駐車場を1台ずつ設ける。」とは、センター毎に来客用と市職員用の駐車場を1台ずつ計2台(両センター合計4台)の駐車場を設けると解釈して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
135	要求水準書(案)	28	2	(11)	②	駐車場・駐輪場	「敷地内に、従事者用駐車場は設けないものとする」と記載がありますが、緊急時等の対応用に設けることは可能でしょうか。	事業者の提案によります。 なお、危機管理の観点から、従事者自家用車(自転車を除く)の業務上の使用は原則として認めません。
136	要求水準書(案)	28	2	(11)	②	駐車場・駐輪場	緊急時に円滑に対応できる体制を確保するため、事業者が業務で使用する緊急用車両を敷地内に駐車する計画としてもよろしいでしょうか。	No.135の回答をご参照ください。
137	要求水準書(案)	28	2	(11)	②	駐車場・駐輪場	「来客・市職員用の駐車場を1台ずつ」とありますが、身障者用の駐車場は不要でしょうか。	関係法令等の定めに従って設置を要します。
138	要求水準書(案)	28	2	(11)	③	配送車両置場・構内通路	2)に「南エリア給食センターにおいては、車両出入口を設ける西側道路沿いに」とありますが、両エリアとも車両出入口は基本構想の出入口と同じ位置という考えででしょうか。	要求水準書(案)2(6)①1)に記載のとおりです。
139	要求水準書(案)	28	2	(11)	④	広場・植栽3)	既存の植栽をできるだけ生かす計画とありますが、南エリアに関して調整池側に桜の木が並んでいるので、公園の再配置は難しくなると思います。剪定・伐採は市との協議とありますが、協議によって本数が違うと費用が違ってくるので、先にお示し願えないでしょうか。	事業者の提案をもとに、公園管理者と協議するものとします。 趣旨を鑑み、適切と考える計画をご提案ください。
140	要求水準書(案)	28	2	(11)	⑤	【南エリア給食センター】 雨水調整池の地下埋設1)	「1)・・・給食センターの躯体と分離して管理が可能な場合は、市管理とすることができる。」との記載がごございますが、例えば給食センターの出入り口とは別に雨水調整池専用の出入り口を設置する等すれば貴市にて直接管理されるとの認識でよろしいでしょうか。	市が調整池を管理する場合は、給食センターの躯体と人工地盤が分離されている場合に限ります。
141	要求水準書(案)	28	2	(11)	⑤	【南エリア給食センター】 雨水調整池の地下埋設1)	1)に「維持管理は原則として事業者が行う」とありますが、泥だめを含めた調整池の清掃なども事業者が行う事になるでしょうか。その場合、頻度や清掃内容などについて決まりは有るでしょうか。	月毎に管理状況を報告するとともに、施設状況に応じて浚渫等を行います。詳細については、要求水準書添付資料「提出書類一覧」において、必要な作業及び報告項目を示します。
142	要求水準書(案)	29	2	(11)	⑤	【南エリア給食センター】 雨水調整池の地下埋設1)	調整池を地下埋設化することについて給食センター躯体を利用して容量を確保することは問題ないと考えれば宜しいでしょうか。またその場合の追加の条件はあるでしょうか。	支障ありません。 なお、調整池の整備条件は、要求水準書(案)2(11)⑤に示すとおりです。

< 要求水準書(案)に関する質問と市の回答 >

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
143	要求水準書 (案)	29	2	(11)	⑤	【南エリア給食センター】 雨水調整池の地下埋設 1)	調整池をプラスチック貯留材「クロスウェーブ」を全面的に採用することは認められるのでしょうか。ご指示願います。	土砂の堆積を適切に除去できる構造及び維持管理方法が示される場合を除き、原則として不可とします。
144	要求水準書 (案)	29	2	(11)	⑤	【南エリア給食センター】 雨水調整池の地下埋設 3)	調整池の流量について、必要対策量は確認できますが、現地を視察したところ、常時流入している水が見受けられませんが、必要対策量の中の流量として考えてよろしいのでしょうか、また、別の対策が必要になるのでしょうか。	既存調整池の貯留量に含むものと解します。
145	要求水準書 (案)	29	2	(11)	⑤	【南エリア給食センター】 雨水調整池の地下埋設 14)	調整塔以下について経路が不明の為、調査の上下水道管理課と協議を行うとありますが、下水道管理課に経路図は無いのでしょうか	ございません。
146	要求水準書 (案)	29	2	(11)	⑥	2)a)形状、面積の考え方	位置及び形状等については、「公園緑地設置技術基準(町田市)」に基づき計画する とありますが、同基準内に記載の下記項目に関して、「まちだの中学校給食センター 計画 2022年3月」28ページに示す土地利用イメージが基準に準じていないと考えま す。 2.公園緑地の配置基準 【1】位置 3.原則として、敷地の境界線が公道に2辺以上接するよう計画する。 4.公園緑地は、その敷地内に高圧電線塔の敷地を含んではならない。また、原則と して高圧線の下に設けてはならない。 5.公園緑地は、道路、河川、宅地、調整池、その他公園緑地以外の目的を持つ土地 及び施設の構成部分とみなされる土地を含んではならない。 【2】敷地形状・勾配 3.公園緑地は原則として、一辺が6メートル以上公道に接するよう計画する。 本提案では「公園緑地設置技術基準(町田市)」を満たした提案が必要でしょうか。	同基準を満たした提案とする必要があります。 なお、お示しのうち、【1】に関しては同基準33ページを参照ください。
147	要求水準書 (案)	29	2	(11)	⑤	【南エリア給食センター】 雨水調整池の地下埋設	(南エリアの)地下埋設化する建設行為及びそれに付随する盛土、埋め立て等は開 発許可の不要なものとの認識でよいでしょうか。現況地盤に対して盛土が3m程度に なることも想定されます。	PFI事業に開発行為が含まれる場合であって、当該開発行為が都道府県等が実施 する開発行為と同等と認められるときは、都市計画法施行令第21条第26号に該当 する開発行為については許可不要と解します。
148	要求水準書 (案)	29	2	(11)	⑤	【南エリア給食センター】 雨水調整池の地下埋 12)	成瀬クリーンセンターへ流入している污水幹線(口1720×1650)が既設調整池を横断 していますが、調整池の計画にあたり、既設管の上部を占用する計画は可能でしょ うか。	可能です。
149	要求水準書 (案)	29	2	(11)	⑤	【南エリア給食センター】 雨水調整池の地下埋 14)	調整池の放流管について、既存の放流管を使用する計画として考えてよろしいで しょうか。	支障ありません。
150	要求水準書 (案)	29	2	(11)	⑤	15)東京電力パワーグリッ ド(株)用地	「電力パワーグリッド(株)用地」について、用地境界をご明示願います。	同用地の位置は【添付資料3-2】敷地図にて示します。
151	要求水準書 (案)	29	2	(11)	⑤	15)東京電力パワーグリッ ド(株)用地	「電力パワーグリッド(株)用地」について、送電線や鉄塔の位置情報は敷地図に図示 されるものと考えて宜しいでしょうか。異なる場合位置図をご提示願います。	No.152の回答をご参照ください。

< 要求水準書(案)に関する質問と市の回答 >

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
152	要求水準書(案)	29	2	(11)	⑤	15)東京電力パワーグリッド(株)用地と町田市との境界にフェンスを設置	「フェンスを設置」について、東京電力パワーグリッド(株)用地を埋め戻したうえ、町田市との境界にフェンスを設置すると考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、埋め戻しについては東京電力パワーグリッド(株)との協議を要します。
153	要求水準書(案)	29	2	(11)	⑥	1)街区公園及び敷地東側の歩行者用通路の整備	街区公園及び歩行者用通路は各々センター利用敷地とは別の敷地に分筆し、隣地扱いとなると考えてよろしいでしょうか。	街区公園(800㎡以上)は要求水準書(案)3(4)8)a)ア)に示す通り、分筆し都市公園として供用するので、建築敷地に含めることはできません。 東側歩行者通路部分は、通り抜けできる機能を事業者管理の下に確保し、建築敷地に加入することができます。
154	要求水準書(案)	29	2	(11)	⑥	1)街区公園及び敷地東側の歩行者用通路の整備	歩行者用通路に関する規定や基準があればご教示願います。(例:幅員・舗装制限等)	事業者の提案によります。 一般に通り返け等で利用されている状況を鑑み、快適性の高い環境整備をご提案ください。
155	要求水準書(案)	30	2	(11)	⑥	3)整備水準	(南エリアの)「(公園の)設計を伴い、開発行為の許可申請に準じた手続き、協議」とありますが、公園緑地設置技術基準に準じた公園を作ること自体が開発行為に該当するという想定でしょうか。	No.147の回答をご参照ください。
156	要求水準書(案)	30	2	(11)	⑥	3)b)公園施設	「保全・移設する樹木」とありますが、樹木位置図及び樹木調査資料をご提示願います。	公園管理者が管理する公園台帳を、公募時に公表する要求水準書添付資料にて示します。
157	要求水準書(案)	30	2	(11)	⑥	3)c)撤去工事	「現状すべての公園施設の撤去処分を行う」「スベリ台については現施設を移設」とありますが、事業費算出のため、公園内の工作物すべての資料をご提示願います。	No.156の回答をご参照ください。
158	要求水準書(案)	30	2	(11)	⑥	3)c)ア)撤去工事	地中埋設配管を提示していただけないでしょうか	No.156の回答をご参照ください。
159	要求水準書(案)	30	2	(11)	⑥	3)c)イ)撤去工事	スベリ台について現施設を移設する事とありますが、移設場所は再整備する公園内との考えでしょうか(他の場所に移設する場合は距離に応じて運搬費等が変わってきます。)	市が指定する他の公園(南エリア内を想定)に移設する想定です。
160	要求水準書(案)	30	2	(11)	⑥	【南エリア給食センター】街区公園(東光寺公園)3)	東光寺公園調整池周囲において特に残しておかなければならない要望がある植栽はあるのでしょうか。	No.139の回答をご参照ください。
161	要求水準書(案)	31	2	(12)	1)	給食センターの価値形成に係る新たな取組み	d)に記載されている先進的な取り組みを行っているものと、イベントや別事業を行う場合は本事業範囲外となり、別途費用が発生するものとの認識でよろしいでしょうか?	当該費用負担は、事業者決定後、本取組の実施前に、市・事業者・市が紹介する者の間で協議し決定する想定です。
162	要求水準書(案)	31	2	(12)	3)	多目的室について	P31に記載の「多目的室」とP7、8に記載の「多目的スペース」は同じものでしょうか?	お見込みのとおりです。
163	要求水準書(案)	31	2	(12)	3)	多目的室について	多目的室の利用時間は、給食センターの運営している時間に限定でしょうか。	事業者の提案によります。 「地域みんなの健康づくり拠点」の趣旨に鑑み、周辺環境等に配慮した上で、適切な利用時間をご提案ください。
164	要求水準書(案)	31	2	(12)	3)	多目的室について	多目的室に「見学者が使用でき」とあります。見学は給食センターの調理工程を見学できる場所に見学者のためのスペースを設けなくて良いでしょうか。	No.96の回答をご参照ください。

< 要求水準書(案)に関する質問と市の回答 >

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
165	要求水準書(案)	31	2	(12)	3)・4)	多目的室について 一般開放用便所について	多目的室の自主事業等の使用時や一般開放便所において多目的便所の屋外空間利用者の利用に関して、施設内に一般の人が入るお考えと解釈しますが、管理に関するお考えがあればご教示をお願いできますでしょうか。 センター休業日や時間外、長期休み時などのお考えがあれば、施設内へ入場や受付を別とし、独立した形としないといけないということでしょうか。衛生管理上、問題がないか管理上の観点からご教示の程お願い申し上げます。	事業者の提案によります。 給食機能の安全性確保と「地域みんなの健康づくり拠点」の趣旨を両立するあり方をご提案ください。
166	要求水準書(案)	31	2	(12)	4)	一般開放用便所について	一般開放便所の維持管理は、広場利用者が使用することから、広場利用者の管理者が一連の作業として実施していただきたい。給食センター事業者では、衛生的に難易度が高くなります。	事業者が実施する業務とします。
167	要求水準書(案)	31	2	(12)	4)	一般開放用便所について	「一般開放用便所男女別各1器」及び「多目的便所」は給食センター建物から独立して広場等の屋外空間に設置しても良いでしょうか？ またその場合、市の管理として頂く事は可能でしょうか？	事業者の提案によりますが、別棟とする場合、利用想定から用途上可分と判断される場合があると想定します。 一般開放用便所の管理は事業者が実施する業務です。
168	要求水準書(案)	31	2	(12)	4)	一般開放用便所について	一般開放用便所は、衛生管理上の観点から建物外に設置する提案でも宜しいでしょうか。	No.167の回答をご参照ください。
169	要求水準書(案)	31	2	(12)	4)	一般開放用便所について	両センターに、広場等の屋外空間との関係を考慮し、外構部から直接入退出できる構造で、男女別に各1器以上設置する。」とありますが、夜間等の施錠の必要性の有無等ございましたらご教示ください。	事業者の提案によります。 周辺環境を鑑み、利用のされ方を想定した上で、安全管理上必要な措置をご提案ください。
170	要求水準書(案)	31	2	(12)	4)	一般開放用便所について a)	「両センターに、広場等の屋外空間との関係を考慮し、外構部から直接入退場できる構造で、男女別に各1器以上設置する。」と記載がありますが、例えばセンターが稼動していない祝祭日・土日や、夜間等は、セキュリティの観点から利用出来ない状況でも宜しいでしょうか。ご教授下さい。	No.169の回答をご参照ください。
171	要求水準書(案)	31	2	(12)	4)	一般開放用便所について b)	「多目的便所(みんなのトイレ)を両センターの施設内に1室設置するものとし、屋外空間利用者也利用出来るバリアフリー導線を確保する。」と記載がありますが、屋外空間利用者也施設内に入り、多目的便所を利用する想定でしょうか。 またその場合、センターが稼動していない祝祭日・土日や、夜間等は利用出来ない状況となりますが、宜しいでしょうか。ご教授下さい。	No.169の回答をご参照ください。
172	要求水準書(案)	31	2	(12)	4)	一般開放用便所について	「多目的便所(みんなのトイレ)を・・施設内に・・屋外空間利用者也利用」とあります。夜間や休日など施設が閉まっている場合でも利用できるようにするというのでしょうか。	No.169の回答をご参照ください。
173	要求水準書(案)	31	2	(12)	4)	一般開放用便所について	一般開放用便所は給食センターと切り離し、独立して設置することは可能でしょうか。	No.167の回答をご参照ください。
174	要求水準書(案)	35	3	(4)	8)	a) 公園区域の再指定に係る告示までに整える必要のある要件	街区公園は、「イ」共用開始時までに、公園施設を市へ引渡すものとする。」と記載ありますが、給食の運営等業務開始時期前の2025年8月31日までに市へ引渡しを行うという事で宜しいでしょうか。ご教授下さい。	原則として運営等業務開始時期までとしますが、事業者の提案により、公園の整備が運営等業務開始時期より早く完了する場合は、給食の運営開始に先立って、公園の供用を開始する場合も考えられます。
175	要求水準書(案)	35	3	(4)	8)	公園区域の再指定に係る告示までに整える必要のある要件 a)ア)	都市公園部分を分筆する予定であり、当該手続きの支援を行うこととありますが、登記費用等は市が負担するとの考えでしょうか。	お見込みのとおりです。

< 要求水準書(案)に関する質問と市の回答 >

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
176	要求水準書(案)	36	3	(7)		施設備品等調達業務3)	学校の配膳室で使用しなくなる施設備品等が生じることが見込まれるため、調達を行う施設備品等の選定にあたっては市と調整とありますが、使用しなくなる施設備品は再利用するのでしょうか。又、その場合、数量の提示をお願いいたします。	現時点では、【添付資料15-1】に示すエレクターシェルフ(106台)及び作業用ワゴン(83台)を、給食センター及び各校配膳室において再利用することを想定します。このうち、給食センター内で再利用可能な数量は、事業者の提案によります。
177	要求水準書(案)	36	3	(7)		施設備品等調達業務4)	「給食センターの運営・維持管理に関する業務の実施に必要な、管球、ヒューズ等設備に係る消耗品を含むすべての消耗品等を、事業者が調達する。」とございますが、市事務室等市職員が使用する部分も含まれますでしょうか。	お見込みのとおりです。
178	要求水準書(案)	36	3	(8)	1)	配送車両調達業務	配送車両について、施設引き渡しと同時に所有権を市に移転する場合、実施方針(p.6)建設の対価として支払われ、事業者側(SPCや配送企業など)にて購入所有若しくはリース調達する場合には、実施方針(p.7)運営・維持管理の対価として支払われる理解で宜しいでしょうか。	公募時に公表する事業契約書(案)及び様式集にて示します。
179	要求水準書(案)	38	3	(10)		維持管理業務	維持管理業務に関して業務実施状況に関する報告書等を提出する必要があるかと存じます。その場合、報告書名・提出時期・提出媒体・記載内容等をお示し頂けますでしょうか。	公募時に公表する要求水準書添付資料「提出資料の一覧」にて示します。なお、提出書類に係る記載内容等の詳細は、市と事業者が協議して定めるものとします。
180	要求水準書(案)	38	3	(10)		維持管理業務	清掃・施設設備に関する詳細な内容は募集要項で公表されるということよろしいのでしょうか。	公募時に公表する要求水準書添付資料「提出資料の一覧」にて示します。
181	要求水準書(案)	38	3	(10)	6)	施設・設備の不具合、故障等を発見した場合の措置b)	「運営・維持管理期間において修繕・更新を行った施設・設備は、完成図面等の修正を随時行い」とありますが、完成図面のCADデータの修正まで行う必要があるのでしょうか。	完成図面の適切な管理・修正方法は、事業者の提案によります。
182	要求水準書(案)	38	3	(10)	8)	事業終了時の措置及び大規模修繕の考え方	「事業期間終了前に～検査を行う」とありますが直前の指摘は期間内での修繕ができない可能性があります、どのようにお考えでしょうか。	検査の実施時期は、市と事業者が協議して定めます。
183	要求水準書(案)	38	3	(10)	8)	事業終了時の措置及び大規模修繕の考え方	事業終了後、3年以内に劣化による施設等の修繕・更新が必要とならない状態とする。とありますが、経常的に行う修繕は除かれるという理解でしょうか。	「修繕」の定義は、要求水準書(案)「用語の定義」に示すとおりです。
184	要求水準書(案)	38	3	(10)	8)	事業終了時の措置及び大規模修繕の考え方	「事業終了後、3年以内に劣化による施設等の修繕・更新が必要とならない状態とする。」とありますが、事業期間終了後も施設が円滑に稼働できるように維持管理を行うという趣旨であって、実際に事業終了後の3年間の修繕費用を負担することとならないという理解でよいでしょうか。契約終了後に費用を負担することは困難です。	お見込みのとおりです。
185	要求水準書(案)	39	3	(12)	①	配送業務	配送後、最後の中学校で配送車を駐車して、回収まで待機できるでしょうか。	No.97の回答をご参照ください。
186	要求水準書(案)	39	3	(12)	①	配送業務5)	a)各学校から直接搬入されるパンの場合に使用するパン箱の運搬は、コンテナに納めた形での運搬との解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
187	要求水準書(案)	39	3	(12)	①	配送業務5)	「各学校へパンが搬入される場合、各学校へ町田忠生小山エリア給食センターから運搬」とありますが、鶴川エリアの各学校にも事業者が配送する認識でしょうか。	お見込みのとおりです。
188	要求水準書(案)	39	3	(12)	①	配送業務5)	鶴川エリアの各学校にも事業者が配送する車両の負担は、事業者負担という認識でしょうか。	お見込みのとおりです。

< 要求水準書(案)に関する質問と市の回答 >

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
189	要求水準書(案)	39	3	(12)	①	配送業務5)b)	南エリア給食センター及び鶴川エリア給食センターに前日に搬入されたパン缶の保管方法はどのようにお考えでしょうか。	専用コンテナに納めた形で、各センターのコンテナプールで保管する想定です。
190	要求水準書(案)	40	3	(12)	②	配膳業務4)	直接搬入品(牛乳、パン等)の搬入時間をご教示ください。	原則として、牛乳は前日、パンは当日午前中の納品ですが、詳細の時間は未定です。
191	要求水準書(案)	40	3	(12)	②	配膳業務5)	配膳員が監視するとありますが各学校内の図面に基に配置人数を決めるため資料などをお示しください	要求水準書(案)【添付資料11-1】にて確認ください。
192	要求水準書(案)	42	3	(14)	4)	給食運営支援業務	(町田忠生小山エリア、南エリア共通)「栄養士実習及び中学生の職業体験」とは何人程度でしょうか。また、調理運営日以外(休日)に実施する想定でしょうか。	未定です。
193	要求水準書(案)	42	2	(15)	③	利用者対応業務棟	見学者は学校・学級単位の子どもたちの想定でしょうか？ そうであれば、1度に最大何名の来訪を想定されているのでしょうか？ その際、バス等での来訪を想定されていますでしょうか？	No.96の回答をご参照ください。
194	要求水準書(案)	42	2	(15)	③	利用者対応業務棟	調理室内を見学できる見学通路は不要という理解でよろしいでしょうか？	No.96の回答をご参照ください。
195	要求水準書(案)	42	3	(15)	③	利用者対応業務	「給食センター見学者の受付・対応」とありますが、見学者の受付等は市側で調整して頂き、来館された際の受付・対応に事業者も支援する認識で間違いありませんか。	事業者の提案によります。
196	要求水準書(案)					調整池管理台帳	台帳に標高を示す数字が記載されていますが、調整池全体の高低差及び道路との高低差は敷地図に図示されるものと考えて宜しいでしょうか。異なる場合、高低測量図をご提示願います。	公募時に公表する要求水準書添付資料にて示します。
197	要求水準書(案)					調整池管理台帳	調整池を構成する擁壁・底盤の詳細資料(断面図・構造図)及び構造計算書をご提示願います。	ご提示できるものではありません。
198	要求水準書(案)					調整池管理台帳	流入管2箇所の管底レベルをご教示願います。	最下の流入管の管底レベルは、【添付資料7-1】に示すとおりです。
199	要求水準書(案)					調整池管理台帳	調整塔の詳細について放流先や管底レベルなどをご教示願います。	「地図情報まちだ」に掲載の下水道台帳にて、放流位置・レベルを確認いただけます。 なお、本調整池の流出管は、「南401」の人孔に接続されています。
200	要求水準書(案)					調整池管理台帳	流出管の管底レベルをご教示願います。	No.199の回答をご参照ください。
201	要求水準書(案)	6	第二章	第3	(1)	調整池設置技術基準⑤流入管	添付資料7-2では「流入管は原則H.H.W.Lより上部から流入すること」とありますが、添付資料4-2横断面図では流入部底高さは導水溝と同じ高さに見えます。河川側の流入部が高いのでしょうか？河川側流入部の高さをお教えください。	本調整池は内水の河川放流を調整する雨水調整池であり、河川からの流入は想定しません。
202	要求水準書(案)					2025～2040年度の生徒数及びクラス数の推移(想定)	調理能力は、添付資料9-1から、町田忠生小山エリアは4000食、南エリアは3000食との理解で宜しいでしょうか。	事業者の提案によります。
203	要求水準書(案)					2025～2040年度の生徒数及びクラス数の推移(想定)	堺エリアの2校にかかわる業務はあるのでしょうか。	ございません。

< 要求水準書(案)に関する質問と市の回答 >

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
204	要求水準書(案)					特別支援学級の配置について	調理体制は専用の機器、部屋を想定でしょうか。	要求水準書(案)2(1)④1)に記載の調理が可能な施設・体制を提案ください。専用室の可否については、No.47の回答をご参照ください。
205	要求水準書(案)					特別支援学級の配置について	「ミキサー、刻み」について、一般特別支援学校(肢体:知的)で提供される【初期食】【中期食】【マッシュ食】【後期食】を想定でしょうか。その場合、喫食時に必要な食具(特殊スプーン、ハサミなど)の想定はあるでしょうか。	現時点で想定はありません。対象生徒の状況に応じて、柔軟な対応を求めます。
206	要求水準書(案)					想定献立とそのポイント	「フルーツヨーグルト」などで使用するフルーツの想定はすべて缶詰めでしょうか。シリコンパック入りやフレッシュフルーツの想定はあるでしょうか。	缶詰、シリコンパック入り、フレッシュフルーツとも使用する想定です。
207	要求水準書(案)					想定献立とそのポイント	パン粉付けはすべて「乾燥パン粉」の想定でしょうか。	生パン粉を使用する場合もあります。
208	要求水準書(案)					No.1揚げ餃子	人員配置についてお聞きます。1人何個付け、ひだは付けるのでしょうか	1人1個付け、ひだ無しを想定しています。
209	要求水準書(案)					No.20白菜と肉団子のスープ	肉団子が既製品との理解でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
210	要求水準書(案)					No.25かぼちゃ天	人員配置についてお聞きます。1人何個付けで何グラムでしょうか	かぼちゃはカット済みのものを使用し、1人40gを1個付けする想定です。
211	要求水準書(案)					8枚目	No5の献立においてはダン取りで回転釜を使用することに加え、3品とも回転釜を使用した献立構成のため施設規模が大きくなることが想定されます。限られた計画地の中に建設するということも踏まえ、今後、調理機器に偏りのない献立構成にしたいことは可能でしょうか	献立作成において配慮します。
212	要求水準書(案)					(参考)配送校の配膳室備品一覧	配膳室備品は既存の物を使用するという解釈でよろしいでしょうか。又は、今回の調達業務として用意するとのことでしょうか。	原則として既存の備品を活用するものとし、新たに必要となる備品調達は市が行います。
213	要求水準書(案)					備蓄品リスト	おおよその面積の想定はありますでしょうか。	事業者の提案によります。
214	要求水準書(案)					備蓄品リスト	備蓄品の荷姿寸法をご提示ください。また、積み重ねが困難なものはご提示ください。	No.112の回答をご参照ください。積み重ねの可否は、写真から判断してください。
215	要求水準書(案)						添付資料3及び12に関して、後日公表予定とありますが、公表時期はいつになりますでしょうか。	【添付資料3】は公募時に公表します。 【添付資料12】は公表済みです。